

普通徴収から特別徴収への変更届出書（兼事業所登録届出書）

中途就職・採用等により本人から特別徴収を希望する旨申し出があった場合は、この届出書を提出してください。確認後、市民税・県民税特別徴収税額の決定・変更通知書を送付しますので、その月割額により徴収してください。

（大田原市では、毎月23日頃までの届出について、翌月8日頃に変更通知書を送付します。）

新規事業所の場合は「新規」と記入して提出してください

令和3年9月24日 大田原市長様	給 与 支 払 者 (特別徴収義務者)	フリガナ	マルサンカクコウギョウ					特別徴収義務者 指 定 番 号	109876			
		名 称	株式会社 ○△工業 <small>印</small>					係	○○係			
		所在地 (住所)	〒 324 -0041 大田原市本町1-4-1					担当者 連絡先	氏 名	○△ 花子		
		法人番号						電 話	(0287)23-xxxx			

1. 普通徴収から特別徴収へ変更する給与所得者

フリガナ	オオタワラ ヨイチ		住 所	栃木県大田原市 湯津上5-1081		
氏 名	大田原 与一		普通徴収納税通 知書の通知番号	1234567		
生年月日	昭和 平成	57 年 3 月 7 日				

2. 普通徴収ですでに納付した期 2 期まで(納付無しの場合は0を記入)

※普通徴収の納期が過ぎている納期分は特別徴収に変更できません。

不明な場合は空欄で結構です。
(氏名、フリガナ、生年月日、住所を漏れなく記入してください。)

3. 特別徴収ができる月 10 月 11 日までに税額が分かれば

10 月分(12 月 10 日納期分) より可能

備 考						
-----	--	--	--	--	--	--

普通徴収で何期分まで納付しているかを記入してください。
※納付期限が過ぎた普通徴収の納付書を特別徴収に切り替えることはできません。
(例)9月24日時点で切り替える場合
→1期(6月末納付期限)2期(8月末納付期限)は特別徴収への切り替え不可
→3期(10月末納付期限)4期(12月末納付期限)を特別徴収(給与天引きに切り替え)

給与天引きの都合上「いつまでに税額が知りたい」という日付を記入してください。
記入の日付までに通知を送付または電話連絡にて税額を事前にお伝えします。